

# 寝屋川市立保育所及び認定こども園の午睡用寝具及び紙おむつの定額利用サービスに係る仕様書

## 1 事業名

寝屋川市立保育所及び認定こども園（公設公営）における午睡用寝具及び紙おむつ定額利用サービス事業

## 2 実施場所

寝屋川市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）

施設名		定員
さくら保育所	寝屋川市対馬江西町 15 番 16 号	120 名
たんぽぽ保育所	寝屋川市打上南町 2 番 1 号	120 名
さつき保育所	寝屋川市三井が丘 4 丁目 10 番 1 号	150 名
さざんか保育所	寝屋川市寿町 15 番 6 号	150 名
まあぶるこども園 星の学舎	寝屋川市長栄寺町 22 番 13 号	90 名
まあぶるこども園 月の学舎	寝屋川市下木田町 16 番 53 号	120 名

※ 5 歳児は、小学校入学に向けて、年度途中から午睡が無くなります。

## 3 事業実施期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了する可能性がある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

## 4 事業概要

本仕様書及び覚書に基づき、保育所等で使用する午睡用寝具並びに紙おむつを定額利用することができるものとする。

このサービスの利用を希望する実施場所の保育所等に所属する児童に対して、

サービスを提供するものとし、利用を希望する児童が在籍する保育所でサービスを導入するものとする。

サービスの導入は寝屋川市立保育施設 1 か所につき、利用希望者が 1 人以上の場合にサービスを挿入する。利用希望者がおらず、未導入となった保育施設において、「3 事業実施期間」途中で 1 人以上の利用希望の申出があった場合は、利用希望に応じて導入に対応すること。

## 5 事業内容

### (1) 午睡用寝具

ア 利用を希望する児童の保護者が支払う利用料は、月額 3,000 円(税込み)までとすること。

イ 敷布団(マットレスを含む)及び掛布団は、通気性に優れ交換が年 1 回で衛生面が保てるものとするか、週 1 回以上の交換を行うこと。

ウ 児童に直接触れる、シーツ等の布団カバーは、週 1 回以上の交換を行うこと。

エ サービス提供商品は、敷布団(マットレスを含む)及び掛布団の組み合わせとし、それぞれのシーツ等の布団カバーを含むこととする。

オ ネームタグなど、寝具の使用者を識別できる機能を有すること。

カ 交換時期に関わらず、著しく汚れた場合等には、交換対応を行うこと。

キ 保護者及び保育所等の負担軽減に努めること

### (2) 紙おむつ

ア 紙おむつは、国内流通メーカー品とし、新品を納入すること。

イ 紙おむつは、利用児童の年齢等申込みのサイズに合わせて納入することとし、取扱う商品は 1 サイズ 1 銘柄とすること。

ウ 紙おむつの利用枚数の制限を設けないこと。

エ 納品については、使用に不足が生じないようにすることとする。

納品数については、事業者の確認又は保育所等からの発注いずれかの対応になるが、保育所等の業務負担にならないシステム等を活用すること。

### (3) 共通事項

- ア 事業者の納入品は、汚染、破損等がないものとする。
- イ 納入の日時については、保育所等との協議に基づき行うこと。
- ウ 事業者は、利用児童名簿一覧など利用者が判る資料を保育所等へ提供し、新規利用者が発生した場合は利用の前日まで、退会者が出た場合は、利用を終える前日までに資料をもって提供すること。
- エ 運用を開始する前に、保育所等の関係職員への説明会を実施し、運用方法が判る明瞭な説明資料、利用申込書、マニュアル等を提出し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。  
また、運用開始後においても、保育所等の求めに応じ、円滑な運営ができるようサポートを行うこと
- オ 保育所等を利用する児童の保護者へ運用開始に向けて、利用料やサービス内容、申込方法が判るチラシ等を作成すること。
- カ 利用者向けQ&Aを作成し、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- キ 契約は、事業者と利用する児童の保護者との直接契約とすること
- ク 契約期間は1か月毎とし、「3 事業実施期間」に定める期間中は利用者からの申出がない限り自動更新とすること。
- ケ 覚書に定める利用期間中に新たな申込及び解約の申し出があった場合は、速やかに対応し、定める期間において利用開始及び利用中止を行い、必要な利用料の徴収又は還付を事業者と利用者が交わす契約に基づき速やかに行うこと。
- コ 利用料金の支払い及び還付等支払いに付随する業務は、事業者と利用者間で行うこと。
- サ 保護者からの本業務に付随する質問や苦情等については、丁寧かつ親切に責任を持って対応すること
- シ その他、本仕様に定めのない事項については、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。